

建設キャリアアップシステム運営協議会 第4回総会
議事次第

日時:平成30年8月10日(金) 10:00~11:30

場所:(一財)建設業振興基金5階501会議室

1 開会

2 議事

- (1) 建設キャリアアップシステムの運用開始に向けたスケジュールの見直しについて
- (2) 平成30年度事業計画の進捗状況について
- (3) 建設キャリアアップシステムを活用した政策展開について
- (4) 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた取組状況について

3 閉会

配付資料

- 資料1 建設キャリアアップシステム運営協議会 総会 委員等名簿
- 資料2 建設キャリアアップシステムの運用開始に向けたスケジュールの見直し
- 資料3 平成30年度事業計画の進捗状況
- 資料4 建設キャリアアップシステムを活用した政策展開
- 資料5 建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた取組
- 資料6 地方ブロック説明会の開催状況
- 資料7 建設業退職金共済制度について

建設キャリアアップシステム運営協議会 総会
委員等名簿

【委員】

- 野村 正史 国土交通省 土地・建設産業局長
- 村田 誉之 (一社) 日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部長
- 中筋 豊通 (一社) 全国建設業協会 労働委員会 委員長
- 土志田 領司 (一社) 全国中小建設業協会 副会長
- 才賀 清二郎 (一社) 建設産業専門団体連合会 会長
- 高須 康有 (一社) 日本空調衛生工事業協会 副会長
- 高橋 健一 (一社) 日本電設工業協会 経営企画委員会 副委員長
- 吉田 昭夫 (一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会長
- 勝野 圭司 全国建設労働組合総連合 書記長

(○は会長)

【特別委員】

- 北條 憲一 厚生労働省 職業安定局雇用開発部長
- 伊澤 透 (一財) 建設業振興基金 専務理事

【オブザーバー】

- 小野 嘉禎 東日本建設業保証(株) 経営企画部長
- 稲森 智巳 西日本建設業保証(株) 経営企画部長兼事業開発室長
- 仲谷 達雄 北海道建設業信用保証(株) 取締役 東京支店長
- 渡邊 勇雄 (一社) 全国建設産業団体連合会 会長
- 稗田 昭人 (独) 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
建設業事業部 理事長代理

1. システムの開発状況

- 建設キャリアアップシステムは、建設産業の基本的なインフラとして、業界横断的に就業履歴等を蓄積する大がかりなシステムであり、かつ、他産業にも例の見られない画期的なシステムを一から開発することもある。システムに組み込む機能の設計・開発に当初想定よりも長期の時間を要したところ。

実際に、技能者情報や事業者情報の登録に必要なシステム開発は、2ヶ月程度遅れて完了したところである。

【参考①】技能者情報・事業者情報登録に必要なシステム開発

当初の受付開始予定時期：平成30年春先

実際の受付開始時期：平成30年6月

- これに伴い、現場でシステムを利用するために必要な機能（就業履歴の蓄積機能など）の設計・開発についても遅れが生じている。

システム運営主体として、システムの開発管理体制や工程の見直しによる工期短縮を図っているところであるが、改めて、設計・開発に必要な工期について精査をした結果、現場でシステムを利用するために必要な本体システムの開発と、就業履歴登録機能アプリ等の概成は年内完了となる見込み。

2. 安心かつ円滑なシステム導入の重要性

- システムの運用開始に当たっては、現場で混乱が生ずることなく、安心してシステムを利用いただける環境を整えることが重要。特に建設キャリアアップシステムは、これまで世の中に存在していない新たな仕組みであることから、尚更丁寧な導入が求められる。
- また、現場では、技能者、元請事業者及び下請事業者が、それぞれの立場から、システムを利用することになる。当該現場の環境も、入場する技能者の数やインターネット環境など様々な状況が想定される。
システムである以上、一定の確率でエラーが生じることも想定しておく必要がある。

【参考②】

技能者情報登録・事業者情報登録についても、想定しないエラーが生じたことから、7月19日から31日までの夜間、システムを停止し、メンテナンスを実施。

- したがって、システムを安心して利用いただき、円滑な導入を進めていくためには、システム運営主体が現場で生じる様々なトラブルについて丁寧かつ迅速に利用者（技能者・元請事業者・下請事業者）をサポートしつつ、当該トラブルを検証し、その結果をシステム運用にフィードバックしていくことのできるよう、段階的な導入を図っていくことが重要。

3. 運用開始に向けたスケジュール

- 「1. システムの開発状況」及び「2. 安心かつ円滑なシステム導入の重要性」を踏まえ、運用開始当初はシステムを利用できる現場を限定し、段階を追って、順次利用できる現場を拡大していくこととする。
- 具体的には、
 - ・ 年明け以降、システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始
 - ・ 限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より、「本運用」を開始することとする。
- 限定運用は、関係団体や事業者のご協力を得ながら、規模や工種など多様な現場で実施（※）し、システムの安心かつ円滑な利用のための検証を行うこととする。
また、限定運用段階で蓄積される就業履歴などは、本運用開始後に引き継げるようシステム設計・開発を行う。
※限定運用を行う現場の選定は、関係団体や事業者と今後調整
- 限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より、全ての現場でシステム利用をいただけるよう本運用に移行し、建設キャリアアップシステムの更なる普及推進を図っていく。
- 本運用の開始時期を平成31年度とすることに伴い、平成30年9月末までとしている技能者登録料のインターネット申請に係る割引（2,500円→2,000円）を平成31年3月末まで延長するとともに、管理者ID利用料及び現場利用料について平成31年3月末まで無料とする方向で検討する。

平成30 ～31年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
システム	システム開発（就業履歴情報等に関するシステム開発）															
技能者情報 （登録）	7月下旬以降：カード交付開始									技能者情報の登録						
										変更申請の受付・登録						
事業者情報 （登録）										事業者情報の登録						
										変更申請の受付・登録						
現場運用 現場契約情報登録 施工体制登録 就業履歴蓄積										準備・調整			限定運用		本運用	
活用・普及	説明会の開催、セミナーの開催									利活用の周知・普及						
	チラシ・パンフレット・ポスターの作成															

1. 技能者情報及び事業者情報の登録申請の状況について

①登録受付の開始

- 本年4月より、登録基幹技能者及び若年技能者向け特別講習の受講者に対する先行受付を開始。
- 5月より一般向けの郵送申請受付、6月よりインターネット申請受付を開始。
- 6月以降、受付窓口も順次開設を進めている（別紙参照）。

②申請審査の状況

- 7月末より、技能者ID及びキャリアアップカードの発行、事業者IDの発行を開始。

③既存データの活用

- 代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化（手入力作業削減）するため、代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ（自社保有情報も可）を、所定フォーマット（Excel形式）に当てはめて建設キャリアアップシステムに取り込む機能（既存データの取込機能）を8月よりリリース。

2. 民間システムとの連携（API連携）の進捗状況

- 連携のための認定申請が16件なされており、現在、書類審査等を行っているところ。
- 今後、審査や民間システム側での開発が順調に進行すれば、11月以降にシステム審査等を行い、12月以降に認定を行うことが可能。

3. カードリーダーについて

- 建設キャリアアップシステム就業履歴登録機能アプリケーションで接続可能となるカードリーダーについては、8月下旬以降、随時、標準API連携認定審査受付サイト（<https://www.auth.ccus.jp/>）で情報を公開予定。

平成30年8月1日時点

	各地方ブロックにおける申請受付窓口開設状況
北海道ブロック	北海道（開設済）
東北ブロック	青森県（開設済）、宮城県（開設済）、秋田県（開設済）、福島県（開設済）
関東ブロック	栃木県（開設済）、群馬県（開設済）、東京都（開設済）、長野県（開設済）
北陸ブロック	石川県（開設済）、富山県（開設済）
中部ブロック	岐阜県（開設済）、静岡県（開設済）、愛知県（開設済）、三重県（開設済）
近畿ブロック	滋賀県（開設済）、京都府（開設済）、大阪府（開設済）、奈良県（開設済）
中国ブロック	鳥取県（開設済）、島根県（開設済）、岡山県（H30年9月以降）、山口県（開設済）
四国ブロック	徳島県（開設済）、高知県（開設済）
九州ブロック	福岡県（開設済）、佐賀県（H30年8月以降）、長崎県（開設済）、熊本県（開設済）、大分県（H30年8月以降）、鹿児島県（開設済）
沖縄ブロック	沖縄県（開設済）

※各都道府県建設業協会において、既に開設された窓口及び開設予定時期が決定された窓口を示したものであり、上記以外の窓口については現在調整中です。

（開設準備等の状況により予定が変わる場合があります。）

※全国建設労働組合総連合による申請受付窓口開設予定時期は、現在調整中です。

建設キャリアアップシステムを活用した政策展開

- ① 建設技能者の能力評価制度・
専門工事企業の施工能力等の見える化
- ② 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ
～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～
- ③ 建設業働き方改革加速化プログラムの策定を踏まえた
「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の設置
- ④ 国土交通省としての取組方針

- ・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
- ・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
- ・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備する。

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力
（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステム
により客観的に把握可能

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせて
カードを色分け

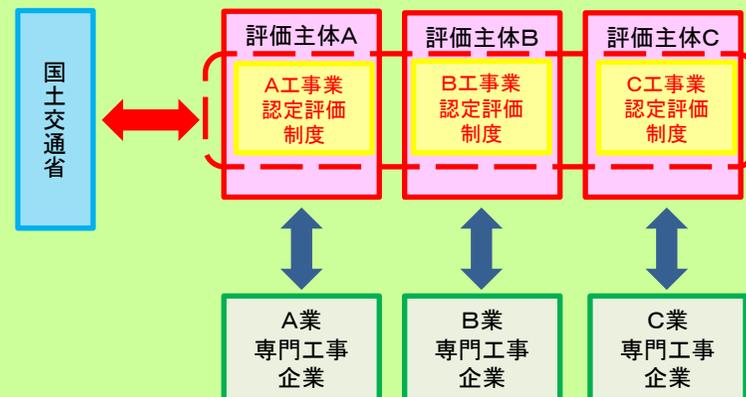


専門工事企業の施工能力等の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】

- 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- 表彰・工事実績
- 建機の保有状況
- 安全性（無事故期間 等）
- 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況 等）
- 人材確保・育成（研修制度 等）
- 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献 等）
- 経営状況 等

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1. 検討会委員

右記のとおり

2. 検討内容

- ・評価の客観性の確保
- ・技能者の能力を評価する要素
- ・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
- ・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施

※専門工事業団体等へのヒアリングも実施

※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3. スケジュール

平成29年11月13日（月）	第1回検討会
12月14日（木）	第2回検討会
平成30年 1月29日（月）	第3回検討会
2月28日（水）	第4回検討会
3月20日（火）	第5回検討会
3月27日（火）	中間とりまとめ

○座長

委員

芝浦工業大学建築学部建築学科 教授	蟹澤 宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科 准教授	藤波 美帆
(一社)日本型枠工事業協会 常任理事	後町 廣幸
(一社)日本建設躯体工事業団体連合会	青木 茂
(一社)日本機械土工協会 労働安全委員会委員	鈴木 喜広
(公社)全国鉄筋工事業協会 理事	池田 愼二
(一社)日本左官業組合連合会 理事 技術顧問	鈴木 光
(一社)全国建設室内工事業協会 理事	武藤 俊夫
(一社)日本電設工業協会 常務理事	中山 伸二
全国管工事業協同組合連合会 理事・技術部長	大熊 泰雄
(一社)日本空調衛生工事業協会 人材委員会委員	安達 孝
(一社)日本建設業連合会	能登谷 英俊
(一社)全国建設業協会 業務執行理事	星 直幸
(一社)全国中小建設業協会 常任理事	河崎 茂
(一社)住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会副委員長	宗像 祐司
全国建設労働組合総連合 技術対策部長	小倉 範之
(一財)建設業振興基金建設キャリアアップ 運営準備室総括研究部長	田尻 直人

オブザーバー

(一社)建設産業専門団体連合会 常務理事	道用 光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長	吉野 彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官	奥野 正和
国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術調整室長	田村 央
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課 営繕技術企画官	頼本 欣昌
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室長	武井 利行

【事務局】

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長	出口 陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室長	矢吹 周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	高田 龍

1. 能力評価制度の対象

＜建設技能者の能力の要素＞



能力評価制度の対象

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

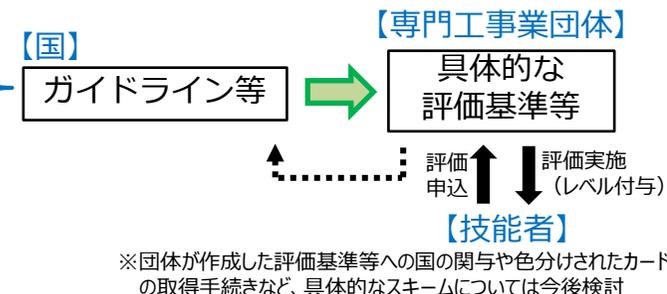
登録基幹技能者講習や職長経験により把握可能

現場で発揮される能力 (各企業において独自に判断)
※現場の働きぶりを客観的に評価する方策等についても引き続き検討

2. レベル分けの目安やルール



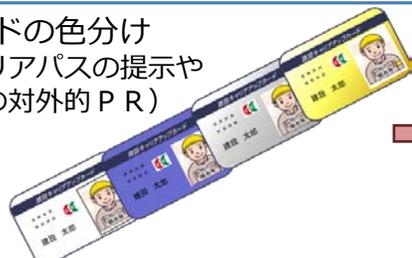
3. 制度枠組み (イメージ)



4. 評価結果の活用

技能者の客観的かつ大まかなレベル分け (処遇改善の土台作り)

○カードの色分け (キャリアパスの提示や技能の対外的PR)



○専門工事企業の施工能力等の見える化への連動

【見える化の対象項目 (イメージ)】

○所属する技能者のレベル、人数 など

→ 高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備

「レベル分け」と「現場で発揮される能力」とを組み合わせた活用

○レベル分けを参考とした技能者の適切な処遇の実現

- ・レベル分けを参考として、雇用する企業が技能者の経験やスキルをより適切に反映した給与を決定
- ・高いレベルの技能者のうち、現場での働きぶりが優秀な者に対して手当支給

5. スケジュール

- 建設技能者の能力評価制度と専門工事企業の施工能力等の見える化とを並行して検討を進め、平成30年夏頃までに両制度の枠組みを提示。
- その後、専門工事業団体等における具体的な評価基準等の策定を進め、平成31年度からの両制度の運用開始を目指す。

「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会中間とりまとめ（平成30年3月27日公表）」を踏まえ、職種の特性に応じた評価基準の具体的な検討を早急に進めるため、「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」の下に、「建設技能者の能力評価基準づくりワーキンググループ」（以下「基準づくりWG」という。）を設置する。

1. 検討内容

先行してレベルアップの基準イメージが検討されている4職種（鉄筋・とび・型枠・機械土工（※））を中心に、評価基準等の更なる具体化を図るための検討を行う。

※第4回建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会にて各団体より報告（中間とりまとめに記載あり）

2. 基準づくりWG構成員

【メンバー】（一社）日本型枠工事業協会、（一社）日本建設躯体工事業団体連合会、
（一社）日本機械土工協会、（公社）全国鉄筋工事業協会、（一財）建設業振興基金

【オブザーバー】（一社）日本左官業組合連合会、全国建設労働組合総連合

【事務局】国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室、（一財）建設業振興基金

3. 検討項目

- ・経験年数や保有資格のポイント設定、レベルアップの基準となるポイント設定
- ・必須とする経験年数や保有資格
- ・具体的なシミュレーションの実施 など

4. スケジュール

第1回基準づくりWG	平成30年6月	4日（月）	建設キャリアアップシステムの機能、当面の対応方針、シミュレーションの進め方 など
第2回基準づくりWG		6月26日（火）	システムに入力する立場等の整理、シミュレーションの提示 など
第3回基準づくりWG		7月23日（月）	立場の入力方法、シミュレーションの再提示 など

→ 以後、概ね1～2月に1回のペースでWGを開催。

→ 検討状況については、専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会へ適宜報告。

○第3回WGにおける議論を踏まえた基準(案)は以下の通り。引き続き、レベル3の基準設定の考え方など、議論を深めていく。

<基本的な考え方>
優秀な技能者が経験や技能の蓄積により早期にキャリアアップできる基準とする
 (→ レベルアップに最低限必要な経験や資格を設定)

○各職種の能力評価基準(案)

		鉄筋	とび	型枠	機械土工
レベル1 ▼ レベル2	就労日数	3年	5年	3年	2年
	立場	/			
	資格(B)	玉掛け技能講習	玉掛け技能講習 足場の組立て等作業主任者 技能講習	丸のこ等取扱作業員安全衛生教育	車両系建設機械運転技能講習 又はローラー特別教育
	資格(A)	/			
レベル2 ▼ レベル3	就労日数	7年	8年	7年	7年
	立場	班長等3年	班長等2年	職長等1年	班長等1年
	資格(B)	/		玉掛け技能講習 型枠支保工の組立て作業主任者技能 講習 足場の組立て等作業従事者特別教育 クレーン運転特別教育 高所作業車特別教育 酸素欠乏危険作業特別教育 <small>(解体工のみ)</small>	車両系建設機械運転者安全衛 生教育又はローラー運転者安 全衛生教育
	資格(A)	1級鉄筋施工技能士(組立て)	1級とび技能士	1級型枠施工技能士	/
レベル3 ▼ レベル4	就労日数	10年	15年	10年	10年
	立場	職長等3年	職長等7年	職長等3年	職長等3年
	資格(B)	/		足場の組立て等作業主任者技能講習	/
	資格(A)	登録鉄筋基幹技能者	登録鳶・土工基幹技能者	登録型枠施工基幹技能者	登録機械土工基幹技能者 1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士

背景・概要

- 建設産業は、近い将来、高齢者の大量離職が見込まれることから、中長期的な観点からの担い手の確保・育成や、建設工事に係る施工水準の確保が課題。
- そのため、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が、単なる価格競争ではなく、適正に評価されるようにすることで、これらの企業が選ばれる環境を整備し、技能労働者の処遇改善や人材への投資につながる好循環を生み出すことを目指すことが必要。
※建設キャリアアップシステムにより可能となる「技能者の能力評価」等とも連動させる。
- 建設業界全体として、国民にアピールすることも求められる。
⇒「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」を開催（第1回；4月26日、第2回；6月7日、第3回；7月5日、第4回；8月7日）

<委員構成（所属）>

- 学識経験者
 - 蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授（座長）
 - 丹羽 秀夫 公認会計士、税理士
 - 藤波 美帆 千葉経済大学経済学部経営学科 准教授
- 専門工事業団体
 - （一社）日本型枠工事業協会、（一社）日本建設躯体工事業団体連合会、
 - （一社）全国基礎工事業団体連合会、（一社）日本機械土工協会、（公社）全国鉄筋工事業協会、
 - （一社）日本左官業組合連合会、（一社）全国建設室内工事業協会、（一社）日本電設工業協会、
 - 全国管工事業協同組合連合会、（一社）日本空調衛生工事業協会
- 元請団体等
 - （一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）全国中小建設業協会、
 - （一社）住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合 技術対策部長
- 基金
 - （一財）建設業振興基金

<検討の手順>

- 立場ごとの活用方法について
- どのような項目・内容が見える化するのか
- 誰がどのように見える化するのか（運営主体等）
- 誰がどのように情報を管理するのか。申請等の手続きをどうするのか

⇒各専門工事業共通の枠組みを提示（夏頃）

■立場ごとの活用方法や留意点（ヒアリング等から）

【公共発注者】

- ・公共事業入札における見える化した情報の活用については、引き続き検討していく。
- ※地方公共団体の発注者については、今後、アンケート調査を予定。
- ※施工体制台帳への記載についても検討（公共・民間）。

【民間発注者】

- ・専門工事企業選定については、基本的に元請に任せている状況。マンションデベでは、専門工事企業の推奨リストを作成したり、ハウスメーカーでは、優秀な技能者を多く雇用している専門工事企業を評価している企業もある。
- ※民間発注者については、活用方法等について、さらにヒアリングを予定。

【ゼネコン】

- ・施工協力会以外の企業にあたる時など、実績、財務状況、動員力等の確認に活用できないか。
- ・経営が不安定な専門工事企業の排除、財務状況や社保加入の確認などの健全リストとして活用できるのではないか。

見える化する項目・内容の考え方 (図1)

- キャリアアップシステムと連動させた技能労働者の能力評価等をはじめ、客観的かつ簡便に把握できるものとする。
- 施工能力の確認・PRに加え、法令遵守等のネガティブチェック（不良不適格業者の排除）にも活用できるものとする。
- 見える化する項目については、必要最小限にすべきという意見が大勢であり、業界共通の必須の情報を「共通項目」と整理し、それ以外を、各業種ごとの「選択項目」と整理する。なお、「選択項目」については、将来的に政策推進の観点での活用も考えられる。

誰がどのように見える化するのか (スキーム) (図2)

- 専門工事業の職種毎の特性を反映するため、専門工事業団体において、具体的な見える化する項目や内容の検討を行う。
- 一方で、評価制度の客観性や職種間のバランスを確保しつつ、建設業全体の制度として構築することから、一定の共通の目安やチェックが必要であり、国が示すガイドライン等への適合性を国が認定。
- 客観性、公平性を確保するために、団体に「第三者委員会」を設置し、実際の評価付けを行う。

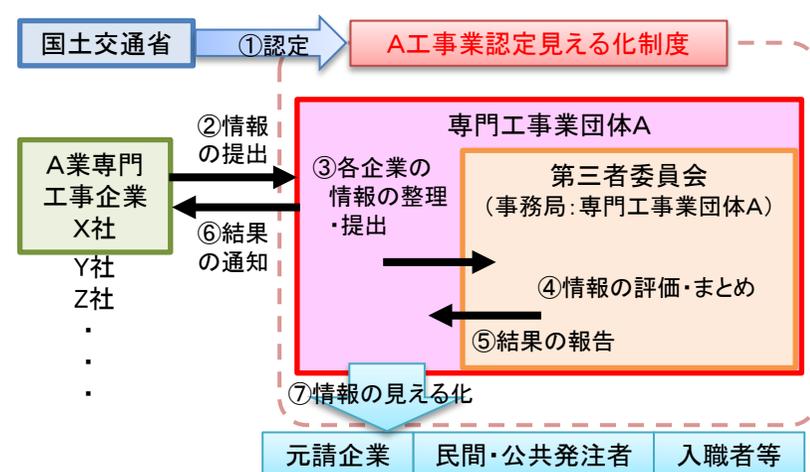
※その他、評価イメージ、情報管理の方法、申請等の手続き、手数料等の取扱い 等についても引き続き検討。

(図1) ■見える化する項目・内容 (検討・調整中)

項目区分	項目
基礎情報	<ul style="list-style-type: none"> 建設業の許可の有無 建設業の営業年数 財務状況等 社員数 団体加入 取引先、取引銀行
施工能力	<ul style="list-style-type: none"> 技能者の人数（技能者のキャリアアップカードの保有人数、レベル） 施工実績
法令遵守・安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法の法令順守、労働関係法令違反の状況 社会保険加入状況
処遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度 労務管理 等
人材確保育成	<ul style="list-style-type: none"> 若年者の確保育成状況 女性の確保育成状況 等
地域貢献その他	<ul style="list-style-type: none"> 防災活動への貢献状況 生産性向上・技術開発 災害時対応 民事再生法等の適用有無 等

注：赤枠は「共通項目」として提示したもの

(図2) ■スキームの例 (検討・調整中)



本年夏頃に枠組みを提示した後、各団体において、業種の特性を踏まえ、見える化制度の詳細を検討

- ① 建設技能者の能力評価制度・
専門工事企業の施工能力等の見える化
- ② 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ
～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～
- ③ 建設業働き方改革加速化プログラムの策定を踏まえた
「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の設置
- ④ 国土交通省としての取組方針

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ② 受注者による工期ダンピングの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

(2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

- ① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
- ② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

2. 処遇改善(給与関係)

現状・課題

- 給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

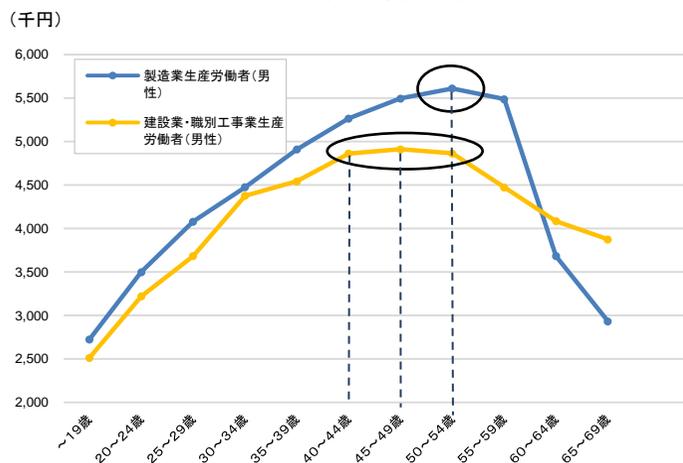
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年(千円)	2017年(千円)	上昇率(%)
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,449.9	13.6
建設業男性全労働者	4,831.7	5,540.2	14.7
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,703.3	5.0
製造業男性全労働者	5,391.1	5,527.2	2.5
全産業男性労働者	5,296.8	5,517.4	4.2

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 技能者の賃金は、45~49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準



出典:平成29年賃金構造基本統計調査

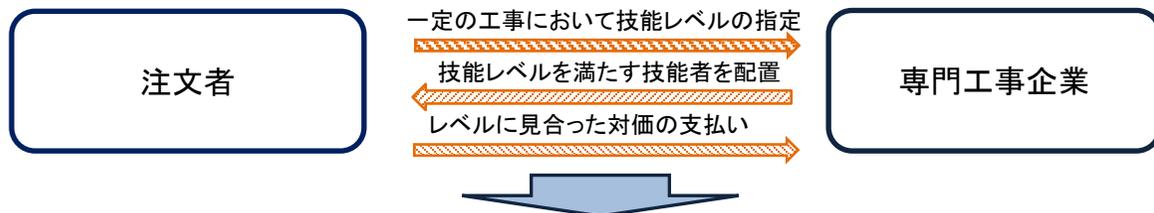
対応の方向性

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設

工事の適正な施工の確保や品質の向上の観点から必要と認められる場合(※)等において、注文者が請負人である建設企業に対し、一定の工種の工事の施工に必要な一定の技能レベルを指定することができる制度を検討

(※)例えば、現場作業において一定の技能が要求される工事、多数の現場作業員のマネジメントが必要となる工事などが想定される。



- 技能者の処遇改善
- 専門工事企業の価格交渉力の強化

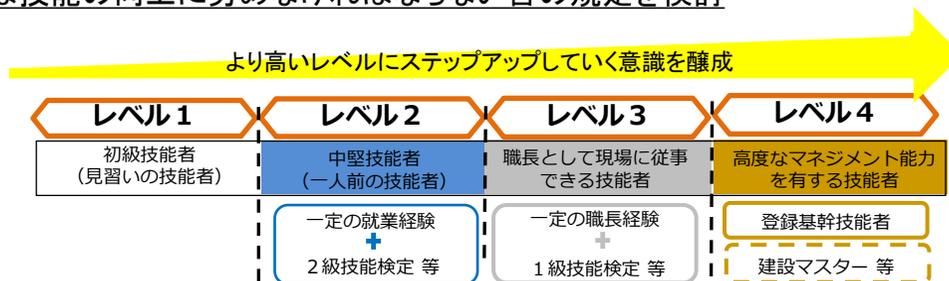
② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加

登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者を施工体制台帳における記載事項とするよう検討

➡ 建設業で働く人の姿を「見える化」、現場で働く技能者の誇りや処遇改善など

③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

建設工事に従事する者は建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない旨の規定を検討



- ① 建設技能者の能力評価制度・
専門工事企業の施工能力等の見える化
- ② 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ
～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～
- ③ 建設業働き方改革加速化プログラムの策定を踏まえた
「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の設置
- ④ 国土交通省としての取組方針



建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目的に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

要請の概要

日時：平成30年3月27日 17:30~18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



石井国土交通大臣から建設業団体トップへの要請内容(ポイント)

○週休2日の確保をはじめとした長時間労働の是正について

- ・ 時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保に向けた具体的かつ実効性ある取組（計画の策定や会員企業をあげた運動など）

○給与・社会保険について

- ・ 公共工事設計労務単価の引き上げや政府全体でも賃金の3%引き上げを進める方針であることを踏まえ公共工事、民間工事を問わず、建設業の担い手の給与について、目に見える形での引き上げ
- ・ 週休2日工事における補正措置も含め、現場の技能者まで給与や法定福利費が確実に行き渡るよう、更に思い切った具体的な取組の実施
- ・ 将来にわたって技能者一人一人の経験や技能にふさわしい処遇を実現し、キャリアの見通しを示す新しい建設業の制度インフラとなる建設キャリアアップシステムへの加入の促進についての一層の協力

○生産性の向上について

- ・ 積極的なICTの活用等による生産性向上の取り組み
- ・ タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入

【今後について】

今年の夏を目途に、今回の要請を受けた建設業団体としての取組や国土交通省の施策の進捗を共有し、さらなる具体的展開や強化につなげていく。

1. 趣旨

- 建設業における社会保険加入の推進については、平成24年より「社会保険未加入対策推進協議会」、平成29年より「建設業社会保険推進連絡協議会」を開催し、行政、学識、建設業関係団体が連携して、社会保険加入対策に取り組んできたところ。
- こうした取り組みを通じ、建設業における社会保険加入状況は着実に改善しているが、将来にわたり建設業の担い手を確保していくためには、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取組が必要。
- 平成30年3月、建設業における働き方改革を加速化するため、「長時間労働の是正」、「給与・社会保険」、「生産性向上」の3つの分野における新たな施策をとりまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定したところ。
- 建設技能者の処遇改善は待ったなしの状況にあることから、今般、建設業働き方加速化プログラムを踏まえ、「建設業社会保険推進連絡協議会」を発展的に改組し、社会保険加入の徹底に加えて、建設キャリアアップシステムの普及推進や適切な賃金水準の確保など、同プログラムにおける「給与・社会保険」の分野に関する取組を議題とする「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を設置。関係者が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進していく。

2. 主な議題

社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建設業退職金共済制度 など

3. 構成団体等

別添の通り

4. その他

- ・ 地方ブロック毎に設置している建設業社会保険推進地方連絡協議会についても、建設業社会保険推進・処遇改善地方連絡協議会に発展的に改組し、地方における取組の推進や浸透を図っていく。

構成団体等(五十音順)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授

建設業団体(五十音順)

- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
- (一社) 建設産業専門団体連合会
- (一社) 住宅生産団体連合会
- (一社) 情報通信エンジニアリング協会
- (一社) 全国基礎工事業団体連合会
- (一社) 全国クレーン建設業協会
- (一社) 全国建行協
- (一社) 全国建設業協会
- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
- (一社) 全国建設室内工事業協会
- (一社) 全国タイル業協会
- (一社) 全国ダクト工業団体連合会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 全国中小建築工事業団体連合会
- (一社) 全国鐵構工業協会
- (一社) 全国道路標識・標示業協会
- (一社) 全国特定法面保護協会
- (一社) 全国防水工事業協会
- (一社) 全日本瓦工事業連盟
- (一社) 鉄骨建設業協会
- (一社) 日本アンカー協会
- (一社) 日本ウエルポイント協会
- (一社) 日本ウレタン断熱協会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一社) 日本海上起重技術協会
- (一社) 日本型枠工事業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本基礎建設協会
- (一社) 日本橋梁建設協会
- (一社) 日本金属屋根協会
- (一社) 日本空調衛生工事業協会
- (一社) 日本グラウト協会
- (一社) 日本計装工業会
- (一社) 日本建設業経営協会
- (一社) 日本建設業連合会

- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設組合連合
- (一社) 日本建築板金協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本左官業組合連合会
- (一社) 日本サッシ協会
- (一社) 日本シャッター・ドア協会
- (一社) 日本潜水協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
- (一社) 日本電設工業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本塗装工業会
- (一社) 日本鳶工業連合会
- (一社) 日本トンネル専門工事業協会
- (一社) 日本内燃力発電設備協会
- (一社) 日本配管工事業団体連合会
- (一社) 日本保温保冷工業協会
- (一社) 日本屋外広告業団体連合会
- (一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
- (一社) ビルディング・オートメーション協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
- (一社) フローリング協会
- (一社) マンション計画修繕施工協会
- (公財) 建設業適正取引推進機構
- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (公社) 全国鉄筋工事業協会
- (公社) 日本エクステリア建設業協会
- 消防施設工事業協会
- 全国圧接業協同組合連合会
- 全国板硝子工事協同組合連合会
- 全国管工事業協同組合連合会
- 全国建設業協同組合連合会
- 全国建具組合連合会
- 全国ポンプ・圧送船協会
- 全国マステック事業協同組合連合会
- 全日本板金工業組合連合会
- ダイヤモンド工事業協同組合
- 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体

- (一財) 建設業振興基金
- (一社) 就労履歴登録機構
- 建設業労働災害防止協会
- (公財) 建設業福祉共済団
- 全国建設労働組合総連合
- 全国社会保険労務士会連合会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 日本行政書士会連合会
- 日本建設産業職員労働組合協議会

行政関係機関

- 厚生労働省
- 労働基準局労働保険徴収課
- 職業安定局雇用保険課
- 職業安定局建設・港湾対策室
- 雇用環境・均等局勤労者生活課
- 保険局保険課全国健康保険協会管理室
- 年金局事業管理課

国土交通省

- 大臣官房地方課
- 大臣官房技術調査課
- 大臣官房官庁営繕部計画課
- 土地・建設産業局建設業課
- 土地・建設産業局建設市場整備課(事務局)
- 日本年金機構 厚生年金保険部

オブザーバー(発注者団体)

- (一社) 全国住宅産業協会
- (一社) 日本ガス協会
- (一社) 日本経済団体連合会
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会
- (一社) 日本自動車工業会
- (一社) 日本電気工業会
- (一社) 日本民営鉄道協会
- (一社) 不動産協会
- (一社) 不動産流通経営協会
- (公社) 全日本不動産協会
- (公社) 日本建築家協会
- (公社) 日本建築士会連合会
- (公社) 日本建築積算協会
- 電気事業連合会
- 日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体等)

- 全国市長会
- 全国知事会
- 全国町村会
- 総務省自治行政局行政課

【開催状況】

(社会保険未加入対策推進協議会)

- 第1回: H24年 5月29日
社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
- 第2回: H24年 10月31日
社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積り取りまとめ など
- 第3回: H25年 9月26日
社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
- 第4回: H27年 1月19日
社会保険未加入対策に関する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
- 第5回: H27年 12月18日
社会保険未加入対策に関する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
- 第6回: H28年 5月20日
目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など
- 第7回: H28年 12月21日
加入徹底の確認や目標年次到来以降の継続実施の必要性の共有 など

(建設業社会保険推進連絡協議会)

- 第1回: H29年 5月 8日
平成29年度取組方針の発表 など
- 第2回: H30年 1月15日
社会保険加入対策に関する調査、今後の取組の方向性の提示 など

(建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会)

- 第1回: H30年 6月21日
社会保険加入の徹底、建設キャリアアップシステムの普及推進、建設技能者の適切な賃金水準の確保、建退共済制度 など

- ① 建設技能者の能力評価制度・
専門工事企業の施工能力等の見える化
- ② 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ
～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～
- ③ 建設業働き方改革加速化プログラムの策定を踏まえた
「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」の設置
- ④ 国土交通省としての取組方針

開発スケジュール等	技能者	専門工事企業	元請企業
H29年度	【技能者の評価】 ・検討会の設置（11月） ↓ ・中間とりまとめ（3月） ↓	【専門工事企業の「見える化」】 ・内容・方法の検討 ↓	
H30年度 【4月～】 ・技能者登録開始・カード交付開始 ・事業者登録開始	↓ ・検討会の設置（4月） ↓ ・基準づくりWGの設置（5月） ↓ ↓	↓ ↓ ↓ ↓	
【1月～】 ・限定運用開始	↓ ↓ ↓ ↓	↓ ↓ ↓ ↓	【働き方改革等への活用】 ・システムを活用した社会保険加入徹底方策の検討 ・建設業における働き方改革に資するシステムの活用方策について検討
H31年度～ ・本運用開始	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>○ システムを活用した技能者の能力評価制度・専門工事企業の施工能力等の「見える化」制度の運用開始</p> <p>○ システムを活用した働き方改革等への対応</p> </div> <p>・技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する技能者に対する公共工事での評価を検討</p>		

- 【周知・普及活動】**・全ての建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催（平成29年11月・平成30年6月）
 ・地方ブロック単位でも建設業関係団体の地方組織や個社を集めた説明会を開催（平成30年2月～4月、平成30年夏）
 ・その他、建設業関係団体等の求めに応じて、個別の説明会を実施

- 【厚生労働省との連携】**・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業者に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
 ・ジョブ・カードと連携し、システムの情報等をジョブ・カードとして活用することについて、厚生労働省と検討を進める。
 ・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。
 ※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて証紙請求書類（共通）を作成するソフトを開発し、提供予定。

普及・利用促進に向けた取組

- ・本財団のCCUSホームページに、システム概要の動画、申請書の手引、申請手続に関するガイダンス動画、Q&Aを掲載し、周知徹底を図っているところ。
- ・コールセンターを設置して、各種お問い合わせにきめ細かに対応中。
(電話番号：03-6386-3725、E-mail：otoiawase@mail.ccus.jp)
- ・郵送申請の受付開始のPRを目的として、5月16日（水）に、事業者登録申請に関する意見交換会を開催。参加した21社から事業者登録申請書を受理。
- ・6月1日、建設業関係団体にPRポスター及びシステム概要のDVDを順次配布。
- ・6月21日、建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた建設業関係団体説明会～登録・利用手続き・政策展開・スケジュール等／都道府県会館（東京、主催：国交省）
- ・4月から7月までの間で、建設業関係団体及び企業の要請に基づく説明会を約130回開催。
- ・本財団主催の説明会を、東京（7月10日）・東京多摩（7月12日）、名古屋（7月26日）、大阪（7月18日）の4会場で開催。秋にも全国で開催予定。
- ・8月以降、（一社）日本建設業連合会各支部に相談窓口を設置予定。

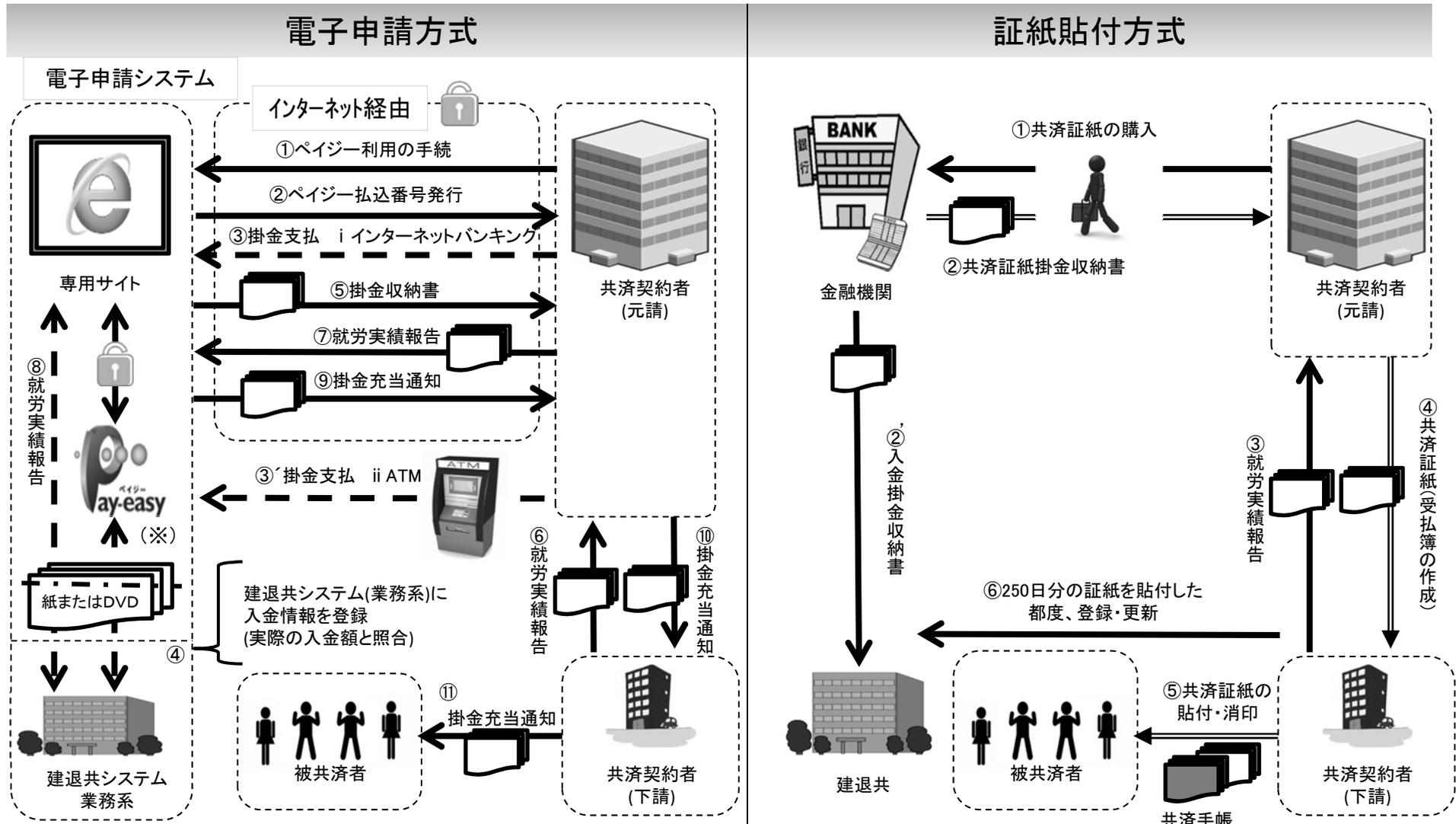
- 平成30年6月21日、建設業関係団体を一堂に集めた「第2回建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた建設業関係団体説明会」を開催したところ。
- 建設キャリアアップシステムを全国に普及させていくため、地方ブロックにおいても、建設業関係団体や個社を一堂に集めた説明会を順次開催している。

【開催日程】 ※括弧内は開催地

- 北海道ブロック（札幌市）：平成30年8月 2日（木）
- 東北ブロック（仙台市）：平成30年8月 1日（水）
※仙台市のほか、青森市（9月26日）、秋田市（9月13日）、盛岡市（9月18日）、須賀川市（9月5日）においても開催予定
- 関東ブロック（さいたま市）：平成30年7月19日（木）
- 北陸ブロック
- 新潟県（新潟市）：平成30年7月30日（月）
- 富山県（富山市）：平成30年7月24日（火）
- 石川県（金沢市）：平成30年7月25日（水）
- 中部ブロック（名古屋市）：平成30年8月29日（水） 予定
- 近畿ブロック（大阪市）：平成30年9月 5日（水） 予定
- 中国ブロック（広島市）：平成30年9月 4日（火） 予定
- 四国ブロック（高松市）：平成30年9月10日（月） 予定
※高松市のほか、高知市（9月18日）においても開催予定
- 九州ブロック（福岡市）：平成30年8月31日（金） 予定
- 沖縄ブロック（那覇市）：平成30年8月28日（火） 予定

建設業退職金共済制度について

電子申請方式(ペイジーによる払込)と証紙貼付方式



【電子申請方式のメリット】

- ① 就労実績報告があれば、直ちに労働者(被共済者)の退職金に反映される
- ② 担当者が金融機関の窓口に行く必要はない
- ③ 証紙の現物交付、貼付、消印事務がなくなる

(注) 口座振替の申込みは、セキュリティ確保のためインターネット経由の申請を採用しない予定

(※) 個人情報を含む業務情報の保護を図るため、①インターネットを用いる電子申請システムと建退共システム(業務系)は接続しない ②電子申請システムと建設キャリアアップシステムとの連携は共済契約者を通じて行う 予定

(独)勤労者退職金共済機構における検討等の経過について

平成28年4月 機構に「建退共制度に関する検討会」を設置

<建退共制度に関する検討会>

建退共制度が技能労働者の確保・育成・定着に一層貢献することができるようにするため、機構理事長が設置。関係労使団体、有識者の委員11名で構成。オブザーバーとして厚生労働省、国土交通省等が参加。

平成28年11月 検討会が6回の検討を経て報告書取りまとめ

○建退共制度の実務的課題として掛金納付方式の問題を提起

<証紙貼付方式の問題>

- ・労働者が手帳を持たないことが多いこと
- ・事務の煩雑さ
- ・機構において証紙の貼付状況を把握する機会が手帳の更新時に限られること
- ・証紙の過不足が生ずること

退職金の充実を
図る上で障害

○掛金納付方式について今後講ずべき方策として口座振込・振替の導入を提案

- ・就労実績の電子申請と、その実績に基づく口座振込・振替の導入(→「電子申請方式」)
- ・新方式は現行の証紙貼付方式と併存する形で導入
- ・実証実験による実効性の検証、具体的な仕組みとコストの検討を行うことが必要

平成29年3月・6月・平成30年3月 機構運営委員会・評議員会

共済契約者で構成される運営委員会・評議員会において、進捗状況、今後の進め方等について報告。

平成30年1月～6月 実証実験

平成30年2月 厚生労働大臣が(独)勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(2018(平成30)年4月から2023(平成35)年3月まで)を策定

業務電子化に関する取り組み

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

【指標】

建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果をまとめること。

電子申請方式の実証実験について

1. 検証する手続き

(1) 電子決済による掛金納付

- ・事業者は共済掛金の原資を電子決済(ペイジー)等で払込、若しくは購入済の証紙を機構に預入
- ・機構は入金確認若しくは証紙預り後、事業者に退職金ポイントを付与(共済証紙に代わるもの)

(2) 電子システムによる就労実績報告

- ・事業者は機構の電子システムで就労実績を報告
- ・機構は就労実績にもとづき退職金ポイントを掛金として充当

2. 概要

- ・期間は平成30年1月から6月までの6ヶ月間。
- ・機構が選定した複数の工事現場を対象として実施。
- ・電子システムを立ち上げ、現行制度のもとで電子申請方式の環境を再現。

※証紙貼付方式で必要となる事務は建退共が事業者から受託して代行。

(例) 共済証紙の購入、共済手帳への証紙貼付・消印等

3. 実証実験の進捗状況 (6月7日現在)

(1) ペイジー等の利用 ペイジー1社、口座振替1社

(2) 就労実績報告

	下請	被共済者	預かった証紙数	就労報告人数	就労報告日数
合計	60	489	10,680枚	132	1,177

・実証実験参加企業(全19社)

株式会社市原組、岩田地崎建設株式会社、株式会社エス・ケイ・ディ、株式会社大林組、株式会社奥村組、株式会社小野田総合設備、鹿島建設株式会社、株式会社熊谷組、株式会社鴻池組、清水建設株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、中央建設株式会社、戸田建設株式会社、西松建設株式会社、沼田土建株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社フジタ、前田建設工業株式会社(五十音順)

電子申請方式等の想定される日程(案)

2018年(平成30年)

1月～6月 電子申請方式に関する実証実験

3月15日 運営委員会・評議員会

○「今後の建退共制度について(検討項目案)」の提示

5月31日 第1回建退共制度に関する検討会

6月22日 運営委員会・評議員会

財務問題・基本問題検討委員会

○「今後の建退共制度について(検討項目案)」
についての議論

8月6日 第2回建退共制度に関する検討会

11月12日 第3回建退共制度に関する検討会(とりまとめ)

11月20日 財務問題・基本問題検討委員会

○「今後の建退共制度について」とりまとめ

[電子申請方式に関する実証実験の結果、実施が可能との結果が出た場合]

2018年(平成30年)秋頃～2020年(平成32年)春頃

システム開発の入札手続及びシステム開発(18ヶ月程度必要)

⇒2020年(平成32年)夏頃の実施を目指す

※実施のためには、法改正が必要。

法案審議は国会によるものであり、日程等には不確実な面がある。

(参考)中小企業退職金共済法(抄)

(掛金)

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

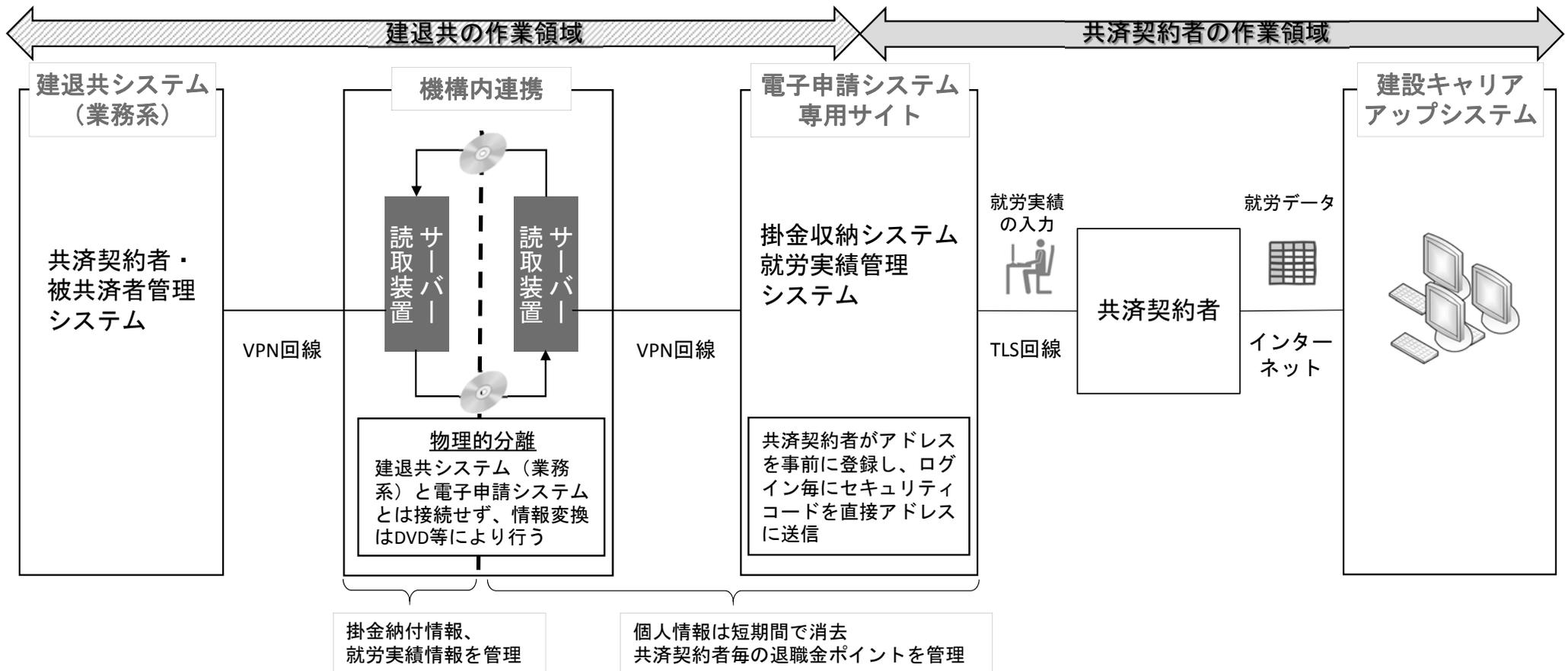
2 略

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによって掛金を納付しなければならない。

電子申請方式のシステムの構成（案）

- 個人情報保護の徹底及び情報セキュリティの確保を図るため、建退共システム（業務系）と電子申請システムは物理的に分離する。建退共の電子申請システムと建設キャリアアップシステムとの連携は、共済契約者を通じて行う。
- 物理的分離を行った結果、共済契約者が専用サイト上で被共済者の就労実績情報を確認する際には、タイムラグが生ずる。



※VPN回線：仮想的に構築されたプライベートネットワーク回線、TLS回線：インターネット上でデータを暗号化して送受信するネットワーク回線

元請、下請間での証紙請求事務の標準化（案）

- 現状では、建退共証紙を請求するために下請が元請に提出する書類は、元請ごとに異なっている。
- 証紙請求書類を共通化することにより、共済契約者の事務の簡素化を図る。
- 建設キャリアアップシステムと連携することにより、一層の事務の効率化が可能となる。



※就労実績報告書作成ツールは、今秋の提供を目途に、作成中

民間工事における建退共制度の普及の推進（案）

■ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）（抄）

（2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するものとする。

【参考】本来支払われるべき社会保険の法定福利費や安全衛生経費などを支払わず、受注者又は下請に一方的に負担させることは、建設業法（第19条の3：不当に低い請負代金の禁止）違反に該当するおそれがある。

○ 建退共制度においては、

- ・ 共済証紙現物交付方式が普及
- ・ 中小企業退職金共済法第47条に元請による事務受託の制度が規定

⇒建退共制度が民間工事においても普及が推進されるように、次の方策を検討

- ① 民間工事において、発注者の理解を得て、地域の実情等に応じつつ、元請が建退共掛金分を見込んだ請負代金を算出
- ② ①の場合には、元請は下請との契約において、建退共掛金の負担割合、負担範囲及び負担方法を明示

【参考】建設業の働き方改革の推進について（建退共関係部分）

■ 建設業の働き方改革の推進について（平成30年3月22日国土交通省土地・建設産業局長）（抄）

（発出先：各府省庁等、（国土交通省の）各局等、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長）

○通知の発出先に対し、次の措置を講じるよう要請。

5. 適正な予定価格による工事契約について

（1）適正な予定価格の設定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、平成30年3月1日に改訂された公共工事設計労務単価を適用するなど、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映するほか、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に反映すること。

○また、建設業団体等に対し、次の取組等について協力を要請。

3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、傘下の会員企業に周知していただくようお願いします。